

産業保健活動支援事業のご案内

働く人の「こころ」と「からだ」の
健康をサポートします！

山梨産業保健総合支援センターでは

働く人々の健康を確保するため、研修会の実施や相談への対応など
「産業保健スタッフの活動へのサポート」を実施しています。

また、県内各地で「小規模事業場の事業者や働く人への産業保健サービス」を提供するため、
地域窓口（地域産業保健センター）を運営しています。

お気軽に
お問合せください。

みなさまのご利用を
お待ちしております。

提供するサービスは
全て**無料**です。



独立行政法人労働者健康安全機構

山梨産業保健総合支援センター

〒400-0047 山梨県甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階

TEL: 055-220-7020 FAX: 055-220-7021

E-mail: yamanashi@yamanashis.johas.go.jp

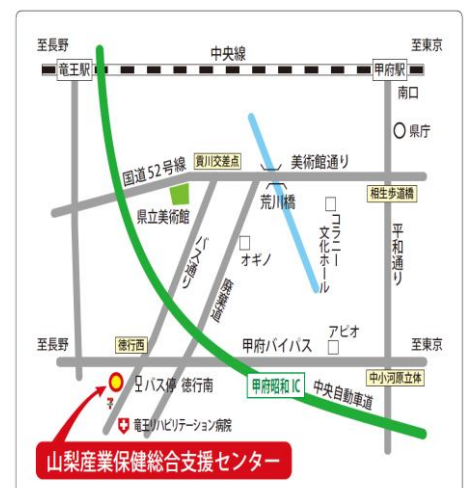
ホームページ: <https://www.yamanashis.johas.go.jp>

ご利用時間 平日 8時30分～17時15分

※電話相談の受付は9時～17時

※ご利用には事前の申し込みが必要です。

アクセスマップ



相談に対応

産業保健に関するさまざまな問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じます。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には事業場を訪問する実地相談も実施しています。

研修・セミナーの開催

産業医、保健師・看護師、衛生管理者等を対象として産業保健に関するさまざまなテーマの研修を実施しています。また、事業主を対象として、職場における労働者の健康管理についての産業保健活動に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした健康管理化対策等についてセミナーを実施しています。

メンタルヘルス対策支援



専門スタッフが相談に応じます。メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援を行います。(メンタルヘルス対策促進員が事業場に訪問し支援します。)

治療と職業生活の両立支援

治療中の労働者が就労を継続するために事業場に対する支援を行います。

情報の提供



産業保健に関する図書や、デモンストレーション用の測定機器の貸出を行っています。ホームページ、メールマガジン、情報誌の発行を通じて、産業保健情報をお知らせしています。



常時50名未満の労働者を使用する 事業場の産業保健活動の支援 (地域産業保健センター)

地域産業保健センターでは労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や、そこで働く労働者を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

◎労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

◎健康診断の結果についての医師からの意見聴取・保健指導

◎長時間労働者に対する面接指導

◎ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

◎個別訪問による保健指導の実施



山梨県内の地域産業保健センター

センター名	対象地域	住 所	電話番号
中北	甲府市、韮崎市、甲斐市、南アルプス市、中央市、北杜市、中巨摩郡昭和町	〒400-0047 甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階 山梨産業保健総合支援センター内	055-220-7020
峡東	山梨市、甲州市、笛吹市	〒405-0021 山梨市中村834 山梨法人会館内	0553-88-9120
峡南	南巨摩郡、西八代郡	〒400-0601 南巨摩郡富士川町瀬沢1-11 峡南労働基準協会内	0556-22-7330
郡内	都留市、富士吉田市、大月市、上野原市、南都留郡、北都留郡	〒402-0005 都留市四日市場1105 都留労働基準協会内	0554-45-0810